

○延長保育の利用について

保護者の就労等によって、保育の基本時間及び時間外保育を超える時間にも**保育**が必要な場合に限り、時間を延長してお預かりします。

* 標準時間認定の方は 11 時間保育の時間を越える利用

* 短時間認定の方は 8 時間保育の時間を越える利用

※ 延長保育の利用には、通常保育料とは別に延長保育料がかかります。(下記参照)
就労証明書の内容に沿って、必要な方には書類をお渡しします。

【保育標準時間認定の方】

	7:00	8:30	12:00	14:00	17:00	18:00	19:00	20:00
平日	時間外保育		通常保育		時間外保育	延長保育 A	延長保育 B	
土曜日	時間外保育	通常保育	時間外保育	延長保育 C	延長保育 A	延長保育 B		

【保育短時間認定の方】

	7:00	8:30	12:00	14:00	16:30	18:00	19:00	20:00
平日	延長保育 D		通常保育		延長保育 E	延長保育 A	延長保育 B	
土曜日	延長保育 D	通常保育	時間外保育	延長保育 C	延長保育 A	延長保育 B		

●延長保育 A …… 18:00～19:00 を利用する場合は有料 1回 200円
(ただし標準保育認定の方で、申請書を提出した方は上限 1500円)
※申請の必要のない方の上限はありません。

●延長保育 B …… 19:00～20:00 を利用する場合は有料 1回 300円
(19時に簡単なおやつができますが、その都度おやつ代 +50円
かかります)

●延長保育 C …… 14:00～18:00 を利用する場合は有料 600円（月額）

●延長保育 D …… 7:00～8:30 を利用する場合は有料 500円（月額）

●延長保育 E …… 16:30～18:00 を利用する場合は有料 500円（月額）

○第2階層のうち、以下に該当する世帯の延長保育料は0円です。

▽母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない者で、現に児童を扶養している単独世帯
▽次に掲げる在宅障害児（者）のいる世帯

- ・身体障碍者手帳の交付を受けた者
- ・精神障碍者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ・療育手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者